

お 知 ら せ

令和6年6月の診療報酬の改正により以下のことが追加となります。患者様のご負担が変更となります。ご理解の上、診療へのご協力をお願い致します。

- ① 医療DX推進体制整備加算（初診時+8点）
医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行います。
- ② 医療情報取得加算
（マイナ保険証を利用しない場合 初診時+3点 再診時+2点）
（マイナ保険証を利用する場合 初診時+1点 再診時+1点）
電子資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行います。
- ③ 発熱患者等対応加算（感染症外来 初診・再診時+20点）
発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様に対して適切な感染防止対策を講じたうえで診療を行います。
- ④ 生活習慣病管理料（Ⅱ）（高血圧症・高脂血症・糖尿病 +333点）
上記の病名を主病としている患者様に対して、治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、栄養・運動・休養・喫煙・体重・血圧・飲酒・服薬及びその他療養を行うに当たったの問題点等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行います。治療管理は、多職種と連携して行います。患者様の状態に応じて、28日以上長期投薬又はリフィル処方箋を交付します。

それ以外にも、以下の点数は6月以降も継続して算定されます。

- ① 機能強化加算（初診時+80点）
 - ・患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を

把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載します。なお、必要に応じ、医師の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行います。

- ・ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・ 保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

② 明細書等発行体制等加算（初診・再診時+1点）

診療明細を無料で患者様にお渡しします。

③ 一般名処方加算1（薬処方時+7点→+10点）

処方した薬の中に後発医薬品のある薬を全て一般名にて処方された場合に一般名処方加算の1を算定します。

④ 一般名処方加算2（薬処方時5点→+8点）

処方した薬の中に後発医薬品のある薬を1品目でも一般名にて処方された場合に一般名処方加算の2を算定します。

⑤ 外来感染対策向上加算（初診・再診時+6点）

平時から感染防止対策を実施や地域の医療機関等が連携して実施する感染症対策への参画、適切な感染対策の下で発熱患者等の外来診療等を実施する体制を確保してます。

⑥ 連携強化加算（初診・再診時+3点）

外来感染対策向上加算を算定し、連携医療機関（県立中央病院）に対し、感染症の発生状況・抗菌薬の使用状況等について報告を行ってます。